

輸出事業計画の認定規程

令和2年4月1日

(最終改正：令和3年7月1日)

農林水産大臣決定

第1 趣旨

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「法」という。）第34条、第35条及び第46条並びに農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年農林水産省令第22号。以下「規則」という。）第1条及び第4条から第6条までの規定に基づき、輸出事業計画の認定の申請様式その他の輸出事業計画の実施に必要な手続を定める。

第2 輸出事業計画の申請手続

- 1 我が国で生産された農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者が、単独で又は共同して、輸出事業計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けようとするときは、様式1により申請するものとする。
- 2 輸出事業計画の認定を申請する者が、法第36条の規定により、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等流通法」という。）の特例を受けようとするときは、様式1-1を添付して申請するものとする（株式会社日本政策金融公庫による資金の貸付けの対象となろうとするときは、様式1-1の別紙1、2又は3を添付すること）。
- 3 輸出事業計画の認定を申請する者が、法第37条の規定により、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）の特例を受け、株式会社日本政策金融公庫による資金の貸付けの対象となろうとするときは、様式1-2を添付して申請するものとする（詳細は様式1-2の作成における留意事項参照）。
- 4 輸出事業計画の認定を申請する者が、第5の規定に基づく支援の対象となろうとするとき、GFPグローバル産地づくり推進事業活用産地であるとき又は農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和2年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定。以下「実行戦略」という。）に基づきリスト化された輸出産地・事業者であるときは、様式1にその旨を記載して申請するものとする。

第3 輸出事業計画の認定手続

1 申請者の要件

輸出事業計画の認定を受けようとする者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 輸出事業計画に基づく事業を的確に実施できる能力を有する個人や団体であること。
- (2) 申請者本人及び輸出事業計画を実施するための法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）ではないこと。
- (3) GFPコミュニティサイト (<https://www.gfpl.maff.go.jp/>) に登録していること。

なお、GFPとは、Global Farmers/Fishermen/Foresters/Food Manufacturers Projectの略称であり、我が国で生産された農林水産物及び食品の輸出を促進するための農林水産省によるプロジェクトの名称である。

2 認定手続

- (1) 第2の4の規定に基づく輸出事業計画の認定申請者は、認定申請書（様式1及び必要に応じて添付される様式1-1又は1-2）と併せて、公表用資料（様式2）を都道府県知事に提出する。都道府県知事は1に定める要件及び3に定める認定基準が満たされているかを確認し、必要に応じて申請者にヒアリング等を行い基準が満たされるよう計画を補正させることとする。

都道府県知事は、1に定める要件及び3に定める認定基準が満たされたと判断した場合は、申請のあった認定申請書及び公表用資料を、当該都道府県を管轄する地方農政局長、北海道農政事務所長又は内閣府沖縄総合事務局長（以下「地方農政局長等」という。）に提出する。

- (2) 第2の4の規定に基づく輸出事業計画以外の輸出事業計画の認定申請者は、認定申請書（様式1及び必要に応じて添付される様式1-1又は1-2）を、都道府県知事ではなく、地方農政局長等に直接提出することとする。
- (3) 認定申請書及び公表用資料の提出を受けた地方農政局長等は、1に定める要件及び3に定める認定基準が満たされているかを確認し、必要に応じて都道府県知事又は申請者に対してヒアリング等を行い、認定基準が満たされたと判断した場合は、認定申請書及び公表用資料を輸出・国際局長に提出する。

輸出・国際局長は提出された輸出事業計画の内容について、必要に応じてヒア

リング等を行い審査した上で、農林水産大臣が計画を認定する。

なお、実行戦略に基づきリスト化された輸出産地・事業者が提出した計画については、当該計画の内容確認及び輸出産地との調整は品目担当課が行うこととする。

また、様式1-1が添付されている場合は、地方農政局長等は、食品等流通法に基づく食品等流通合理化計画の認定の担当者に審査をさせた上で、輸出・国際局長に提出することとする（本省において審査する場合を除く。）。

(4) 輸出・国際局長は、第2の4の規定に基づく輸出事業計画の認定申請者に対しては、申請を受理した地方農政局長等及び都道府県知事を通じて農林水産大臣による認定を通知し、第2の4の規定に基づく輸出事業計画以外の輸出事業計画の認定申請者に対しては、申請を受理した地方農政局長等を通じて通知する。

(5) 認定された輸出事業計画（第2の4の規定に基づく輸出事業計画に限る。）は、公表用資料を農林水産省のホームページ上で公表する。

(6) 輸出事業計画の認定後に計画を変更する必要がある場合、当該計画の認定を受けた者は、速やかに、(1)及び(2)に準じて、輸出事業計画の変更認定申請書（様式3）を提出し、農林水産大臣による輸出事業計画の変更の認定を受けるものとする。農林水産大臣により輸出事業計画の変更の認定が行われた場合、輸出・国際局長から当該計画の変更の認定を受けた者に対して、(4)に準じて通知する。

なお、認定された輸出事業計画の取下げを行うときは、輸出・国際局長に対して取下げの報告を行うものとする。

3 認定基準

輸出事業計画の認定・変更に当たっては、以下の基準が満たされているかを確認することとする。

(1) ターゲットとする輸出先国のニーズを具体的に把握していること。

(2) 輸出に対応するための課題と取組が明確な内容となっていること。

(3) 目標年における輸出額の設定が現在の商流と新たな商流から適正な設定となっていること。

(4) 輸出事業計画の策定、計画策定後の実証や策定した計画の見直しを行うため、コンサルティング会社、独立行政法人日本貿易振興機構、輸出の専門家などの輸出事業に関する知見を有する者と連携して、PDCAサイクルを回せる体制が整備されていること。

(5) 様式1-1が添付されている場合には、その内容が食品等流通法第5条第3項各号のいずれにも適合すること。

(6) 様式1-2が添付されている場合には、その内容が食品の製造過程の管理の高

度化に関する臨時措置法第3条第1項に規定する基本方針に照らし適切なものとして規則第3条で定める基準に適合すること。

第4 輸出事業計画の進捗管理

- 1 輸出事業計画の認定を受けた者は、毎年、当該計画の実現に向けた具体的な取組の実行、評価・検証及び改善（PDCA）を行い、具体的な海外の規制・ニーズに対応した農林水産物及び食品の生産等を進めるものとする。
- 2 輸出・国際局長及び地方農政局長等は、輸出事業計画の計画期間中、毎年ヒアリング等による進捗管理を行うとともに、必要に応じて改善等の指示・アドバイスを行う。
- 3 輸出事業計画の認定を受けた者等は、輸出・国際局長及び地方農政局長等や都道府県知事から求めがあった場合は、ヒアリング等に協力する。
- 4 第2の4の規定に基づく輸出事業計画の認定を受けた者は、当該計画の実施期間の終了後遅滞なく、申請を受理した地方農政局長等及び都道府県知事を通じて、実施状況報告書（様式4）を輸出・国際局長に提出する。
第2の4の規定に基づく輸出事業計画以外の輸出事業計画の認定を受けた者は、当該計画の実施期間の終了後遅滞なく、申請を受理した地方農政局長等を通じて、実施状況報告書（様式4）を輸出・国際局長に提出する。

第5 輸出事業計画の認定を受けた者に対する支援

1 支援チームによるサポート等

輸出事業計画の認定を受けた者に対しては、国の関係機関、独立行政法人日本貿易振興機構、都道府県、専門家等からなる支援チームを組み、継続的・一元的なサポートを行う。

- (1) 支援チームは、輸出事業計画の認定後、速やかに立ち上げるものとする。当該計画の申請を受理した地方農政局等は、チーム員（担当者）の名前・連絡先等のリストを作成し、当該輸出事業計画の認定を受けた者等の関係者とチーム員に共有するものとする。
- (2) チーム員は、輸出事業計画に基づく取組の進捗の把握に努め、必要に応じて、アドバイス等の支援を行う。

2 関連事業による支援

輸出事業計画の認定を受けた者が、当該計画に基づく取組を進めるに当たって、以

下のURLで公表する事業を活用する場合には、採択時に優先採択等を講じることとする。

なお、各事業の支援内容、要件等の詳細については、各事業の実施要綱等の関係通知に定めるところによるものとする。

URL：<http://www.maff.go.jp/shokusan/export/gfp/gfpglobal.html>

様式 1

輸出事業計画認定申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
名 称 及 び
代表者の氏名
(個人の場合は氏名)

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）第 34 条第 1 項の規定に基づき、別紙の輸出事業計画について認定を受けたいので申請します。

(記載上の注意)

1. 共同申請者がいる場合には、行を増やして全ての申請者が記名すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式1 (別紙)

輸出事業計画

・輸出事業計画の認定規程(3輸国第2号)第5の規定に基づく支援の対象となろうとする計画又はGFPグローバル産地づくり推進事業活用産地で計画の認定を申請する方はチェックしてください。 の場合、都道府県による内容の確認が必要となります。

・農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略(令和2年12月15日農林水産業・地域の活力創造本部決定)に基づきリスト化された輸出産地・事業者に係る計画の認定を申請する方はチェックしてください。 の場合、都道府県による内容の確認が必要となります。

・株式会社日本政策金融公庫による資金の貸付けの対象となろうとする計画の認定を申請する方はチェックしてください。この場合、本計画の内容について同社に提供されることとなります。

1 基本情報

申請者名	〇〇輸出拡大協議会		品目	××××
都道府県名	●●県	産地のエリア又は事業実施地区	△△地区	
市町村名	▼▼市	事業実施期間	年月～年月	
申請者の事業概要				

2 輸出に当たってのニーズの把握状況(背景と根拠)

3 課題と取組内容(輸出の拡大を図るため、生産、製造、加工又は流通の改善を図る取組を記載)

※農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づきリスト化された輸出産地・事業者に係る計画については、輸出重点品目ごとの輸出目標を踏まえた内容を記載すること。

4 現在の商流の状況と今後の商流の展開

--

5 事業の組織体系図及び連携体制図

--

6 輸出する農林水産物・食品の現状及び目標

(輸出品目：○○○○)

		現状 (令和○年)	目標年 (令和○年)	備考
▲▲地区	輸出額(円)			
	輸出量(t)			
	輸出先国			
	生産量/取扱量(t)			

※ 生産地区が複数にわたる場合については、それぞれ別葉で記載すること。

※ 目標とする時期は、事業計画最終年度の翌年度の1年間とする。

7 資金計画

施設等	事業内容	予定実施年度	事業費	備考 (調達方法)
●●選果施設				
△△加工施設				
改植(品種改良)				

※ 関連事業による支援を受ける施設等については、適宜、行を追加のうえ、記載すること。

8 その他特記事項等

--

※直近の事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合は、事業内容の概要を記載した書類)を添付すること。

別添

都道府県の担当者名及び連絡先	都道府県名：
	氏名（ふりがな）：
	所属（部署名等）：
	役職：
	電話番号：
	FAX：
	E-mail：
申請者の担当者名及び連絡先	申請者団体名：
	氏名（ふりがな）：
	所属（部署名等）：
	役職：
	電話番号：
	FAX：
	E-mail：

様式1-1 食品等流通合理化事業

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第36条の規定により、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例を受けようとする場合に添付すること。

1 食品等流通合理化事業の内容

【講ずる措置の類型】

- 流通の効率化（イ） 品質管理及び衛生管理の高度化（ロ）
 情報通信技術その他の技術の利用（ハ） 国内外の需要への対応（ニ）
 その他食品等の流通の合理化のために必要な措置（ホ）

（記載上の注意）該当する「講ずる措置の類型」にチェックを入れた上で（複数可）、具体的な取組の内容を記載する。

2 食品等流通合理化事業による食品等の流通の合理化が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与する程度

（記載上の注意）食品等流通合理化事業により実現される食品等の流通の合理化（食品等の流通の経費の削減又は食品等の価値の向上若しくは新たな需要の開拓）が、どのように農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与するのかを定量的又は定性的に記載する。

様式1-1 (別紙1) 食品流通改善資金 (食品等生産製造提携型施設)

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第36条の規定により、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例を受け、株式会社日本政策金融公庫による食品流通改善資金 (食品等生産製造提携型施設) の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う食品等製造業者等と農林漁業者等との安定的な取引関係の確立について記載すること。

1 安定的な取引関係を確立する事業者の概要

- ① 法人等の名称又は氏名：
- ② 住所：
- ③ 法人の場合はその代表者の氏名：
- ④ 連絡先 (電話番号)：
(FAX番号)：
(メールアドレス)：
(担当者名)：
- ⑤ 資本の額又は出資の総額： (年 月 日時点)
- ⑥ 従業員数又は組合員数： (年 月 日時点)
- ⑦ 業種：
- ⑧ 決算月：

2 安定的な取引関係の内容

品目	取引期間	生産地名	消費地名	取引価格又はその決定方法	販売段階の情報の 農林漁業者等への伝達方法

品目	取引量 (kg、%)			取引額 (千円、%)			その他
	実績 (年度)	計画 (5年後)	伸び率	実績 (年度)	計画 (5年後)	伸び率	
計							

(記載上の注意)

- ・安定的な取引関係を証する書類 (契約書、覚書等) を添付すること。

様式1-1 (別紙2) 食品流通改善資金 (食品等生産販売提携型施設)

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第36条の規定により、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例を受け、株式会社日本政策金融公庫による食品流通改善資金 (食品等生産販売提携型施設) の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う食品等販売業者等と農林漁業者等との安定的な取引関係の確立について記載すること。

1 安定的な取引関係を確立する事業者の概要

- ① 法人等の名称又は氏名：
- ② 住所：
- ③ 法人の場合はその代表者の氏名：
- ④ 連絡先 (電話番号)：
(FAX番号)：
(メールアドレス)：
(担当者名)：
- ⑤ 資本の額又は出資の総額： (年 月 日時点)
- ⑥ 従業員数又は組合員数： (年 月 日時点)
- ⑦ 業種：
- ⑧ 決算月：

2 安定的な取引関係の内容

品目	取引期間	生産地名	消費地名	取引価格又はその決定方法	販売段階の情報の 農林漁業者等への伝達方法

品目	取引量 (kg、%)			取引額 (千円、%)			その他
	実績 (年度)	計画 (5年後)	伸び率	実績 (年度)	計画 (5年後)	伸び率	
計							

(記載上の注意)

- ・安定的な取引関係を証する書類 (契約書、覚書等) を添付すること。

(記載上の注意)

1. 「施設等」の欄は、申請書7に記載した施設等のうち、3の措置を実施するために整備する研修施設等を記載すること。
2. 「研修会等」の欄は、3の措置を実施するために開催する卸売市場の業務を行う者の知識、技術等の向上に係る研修会等の実施内容を記載すること。

4 卸売業者又は仲卸業者の経営規模の拡大、経営管理の合理化その他の経営の近代化を図るための措置

事業実施者	年度	営業権等			施設等		
		営業権・出資の別	内容等	事業費(千円)	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等(m ² 等)	事業費(千円)
				計			計

(記載上の注意)

1. 「営業権等」の欄は、4の措置を実施するために行う他の卸売業者又は仲卸業者からの営業権の譲受け又は他の卸売業者又は仲卸業者に対する出資について記載すること。
2. 「施設等」の欄は、営業権の譲受けに伴い取得する施設等について記載すること。

様式1-2 食品産業品質管理高度化促進資金

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第37条の規定により、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の特例を受け、株式会社日本政策金融公庫による食品産業品質管理高度化促進資金の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う製造過程の管理の高度化について記載すること。

なお、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第6条第1項の規定より、高度化計画の認定を受けている場合、高度化計画認定通知書を添付することにより、本様式の添付に替えることができる。

- 1 対象となる施設の所在地
- 2 製造過程の管理の高度化の目標
- 3 製造過程の管理の高度化の内容及び実施時期
 - (1) 製造過程の管理の高度化を図るための体制整備

(2) 製造過程の管理の高度化を図るための施設整備

- ① 交差汚染防止や清浄度別の区画の分離を行うための隔壁、埃対策上必要な陽圧化等を行うための空調施設、排水施設等の整備に対応した建物、衛生管理設備及び監視制御システムのための機械・設備

事業実施者	年度	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等 (㎡、台等)	事業費 (千円)
計				

(記載上の注意) 「施設等名称」の欄は、様式1(別紙)の7に記載した施設等のうち、①の措置を実施するための施設を記載すること。

② ①と併せて、認定輸出事業計画の下で一体的に導入する生産施設

事業実施者	年度	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等 (㎡、台等)	事業費 (千円)
計				

(記載上の注意) 「施設等名称」の欄は、様式1(別紙)の7に記載した施設等のうち、②の措置を実施するための施設を記載すること。

(添付書類)

- ① 以下を含む整備予定施設の図面（現況と計画を対照することができるもの）
 - (ア) 製造工程における製品等の移動の経路及び工場内の施設の配置
 - (イ) 従業員の導線
 - (ウ) 清浄度の区分
- ② 有効期限内の第三者認証（食品製造セクターの GFSI 承認規格（技術的同等性を除く、JFS-C については GFSI 未承認のサブカテゴリも対象）、JFS-B、ISO22000、対米・対 EU 輸出認定に限る）の証明書の写し又は第三者機関による確認書

(様式 1 - 2 の作成における留意事項)

1. 「2 製造過程の管理の高度化の目標」について

対象となる製品の製造過程にコーデックスガイドラインに示された 7 原則 12 手順に沿った HACCP を適用して製造過程の管理の高度化を図ることとし、そのための体制及び施設(建物、機械・装置)の整備を行う旨を記載すること。

2. 「3 (1) 製造過程の管理の高度化を図るための体制整備」の項目について

(ア) 整備の対象となる施設に関して、以下のコーデックスガイドラインの 7 原則 12 手順に沿った HACCP の取組(予定)状況を具体的に記載すること。

- ① HACCP チームの編成
- ② 製品についての記述
- ③ 意図する用途の特定
- ④ 製造工程一覧図の作成
- ⑤ 製造工程一覧図の現場での確認
- ⑥ 危害要因の分析(原則 1)
- ⑦ 重要管理点(CCP)の決定(原則 2)
- ⑧ 管理基準の設定(原則 3)
- ⑨ モニタリング方法の設定(原則 4)
- ⑩ 改善措置の設定(原則 5)
- ⑪ 検証方法の設定(原則 6)
- ⑫ 文書化及び記録の保持(原則 7)

(イ) ただし、整備の対象となる施設に関して、すでに第三者認証(食品製造セクターの GFSI 承認規格(技術的同等性を除く、JFS-C については GFSI 未承認のサブカテゴリーも対象)、JFS-B、ISO22000、対米・対 EU 輸出認定に限る)を取得している場合は、有効期限内の証明書の写しの添付により、上記(ア)の②、③、④を除く部分について省略することができる。

3. 「3 (2) 製造過程の管理の高度化を図るための施設整備」の項目について

(ア) 株式会社日本政策金融公庫による食品産業品質管理高度化促進資金の融通に関する措置要綱の運用について(平成 10 年農林水産省食品流通局長通知)に定める貸付対象施設のみ対象となることに留意すること。

(イ) 輸出事業計画の様式 1 (別紙)の「7 資金計画」に記載する施設等のうち、食品産業品質管理高度化促進資金を受けようとする施設を記載すること。

(ウ) 「3 (2) ①交差汚染防止や清浄度別の区画の分離を行うための障壁、埃対策上必要な陽圧化等を行うための空調施設、排水施設等の整備に対応した建物、衛生管理設備及び監視制御システムのための機械・設備」及び「3 (2) ②それらと併せて一体的に導入する生産施設」は、金利等の取り扱いが異なることから分けて記載すること。

4. 第三者機関による確認書について

(ア) 添付書類に定める「第三者機関による確認書」を作成することができる第三者機関は、

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成 10 年法律第 59 号、以下「HACCP 支援法」という。）に基づき厚生労働大臣及び農林水産大臣の指定を受けた法人（以下「指定認定機関」という。）、又は計画の対象となる製品の製造過程の実態に精通する者及び施設整備について知見がある者による確認体制を整えている食品製造セクターの GFSI 承認規格（技術的同等性を除く、JFS-C については GFSI 未承認のサブカテゴリも対象）及び ISO22000 の認証機関又は JFS-B の監査会社（以下「認証機関・監査会社」という。）に限る。

- (イ) 指定認定機関は、HACCP 支援法第 4 条の認定を受けた高度化基準を参考とし、事業者からの依頼により、提出のあった輸出事業計画様式 1-2 の内容が、食品の製造過程の管理の高度化を図るための体制及び施設の整備計画となっていることを確認した場合、その旨の確認書（機関名）を作成することができる。
- (ウ) 認証機関・監査会社は、事業者からの依頼により、提出のあった輸出事業計画様式 1-2 の内容が、食品の製造過程の管理の高度化に関する基本方針（平成 25 年厚生労働省・農林水産省告示第 2 号）に掲げる製造過程の管理の高度化を図るための体制及び施設の整備計画になっていることを確認した場合、その旨の確認書（機関名・押印付）を作成することができる。ただし、認証機関においては、ISO17021 による違反行為等を行わないよう留意すること（一時停止等の処分を受けている認証機関は、処分を受けている間、確認書を作成することができない。）
- (エ) 農林水産省は、確認書を作成する第三者機関の情報について、第三者機関の同意の下、ホームページに掲載し事業者に情報提供を行う。ホームページへの掲載を希望する認証機関・監査会社は、農林水産省に情報を提供する際に、上記（ア）の食品製造セクターの GFSI 承認規格（技術的同等性を除く、JFS-C については GFSI 未承認のサブカテゴリも対象）及び ISO22000 の認証機関又は JFS-B の監査会社に該当していることがわかる書類を提出することとする。
- (オ) 確認書に関する手続きの参考として、別添のとおり書式例を提示する。

(書式例1) 事業者が第三者機関に確認書の作成を依頼する場合

確認書作成依頼書

○年○月○日

第三者機関名

事業者名

○○○(事業者名)は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第37条の規定により、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の特例を受けたいので、別添の輸出事業計画様式1-2の内容について、食品の製造過程の管理の高度化に関する基本方針(平成25年厚生労働省・農林水産省告示第2号)に掲げる製造過程の管理の高度化を図るための体制及び施設の整備計画になっていることを確認願います。

(書式例2) 第三者機関が確認書を作成する場合

輸出事業計画様式1-2に関する確認書

○年○月○日

事業者名

貴殿から提出のあった輸出事業計画様式1-2について、食品の製造過程の管理の高度化に関する基本方針(平成25年厚生労働省・農林水産省告示第2号)に掲げる製造過程の管理の高度化を図るための体制及び施設の整備計画になっていることを確認しました。

なお、本確認書は、整備後のHACCP等の状況を確認又は保証するものではありません。

第三者機関名
連絡先

○チェックリスト

(「食品の製造過程の管理の高度化に関する基本方針(平成25年厚生労働省・農林水産省告示第2号)」を基に作成)

1 製造過程の管理の高度化の目標	チェック
① 対象となる食品の種類とその製造過程を明らかにし、当該食品の製造過程の管理の高度化を図ることが目標であることが明らかにされていること。	<input type="checkbox"/>
2 製造過程の管理の高度化を図るための体制の整備	チェック
① 当該食品についての知識及び専門的な技術に基づいてHACCPシステムの導入及びその運用を行うチームが編成されていること。	<input type="checkbox"/>
② 当該食品についての安全性に関する事項を含む製品情報が明確にされていること。	<input type="checkbox"/>
③ 当該食品について意図する用途が明確にされていること。	<input type="checkbox"/>
④ 原材料の受入れから最終製品の出荷までに至る当該食品の一連の製造工程の流れを記載した製造工程一覧図が作成されていること。	<input type="checkbox"/>
⑤ 製造工程一覧図の内容が実際に状況と相違しないか確認し、相違点があれば修正することとされていること。	<input type="checkbox"/>
⑥ 製造工程一覧に従って、製造工程ごとに予測できる危害要因がリスト化され、安全な食品を製造するために管理が必要な危害要因を特定し、その管理措置を定めリストに記載されていること。	<input type="checkbox"/>
⑦ 危害の発生を防止するため、特に重点的な管理すべき工程が重要管理点として定められていること。	<input type="checkbox"/>
⑧ 全ての重要管理点に対し、管理基準が設定されていること。	<input type="checkbox"/>
⑨ 全ての重要管理点に対し、連続的に又は十分な頻度で監視する方法が設定	<input type="checkbox"/>

されていること。	
⑩ 監視の結果、管理基準からの逸脱が判明した場合に管理状況を正常に戻すための改善措置の方法及び逸脱により影響を受けた製品の適切な処分の方法が定められていること。	<input type="checkbox"/>
⑪ HACCP のシステムが正しく機能しているか否かについての検証方法が定められていること。	<input type="checkbox"/>
⑫ 危害分析、需要管理点の特定、管理基準の設定等についての手順が文書化され、また、重要管理点の監視結果、改善措置、実施された検証手順及びその結果等についての記録をし、保存するための体制が定められていること。	<input type="checkbox"/>
3 製造過程の管理の高度化を図るための施設の整備	チェック
① 2の体制の整備に必要な施設の整備を行うことが記載されていること。記載に当たっては、対象とする食品の種類やその製造過程が考慮されていること。	<input type="checkbox"/>

輸出事業計画

※申請者名：○○○、品目：○○○

1. 輸出における現状と課題

2. 輸出事業計画の取組内容

3. 輸出事業計画の実証と見直しを行うためのPDCA実施体制

4. 輸出目標額

※輸出先国と輸出する農林水産物・食品の現状及び目標金額を記載すること

様式 3

輸出事業計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
名 称 及 び
代表者の氏名
(個人の場合は氏名)

年 月 日 付けで認定を受けた輸出事業計画について、下記のとおり変更したいので、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）第 35 条第 1 項の規定に基づき、変更の認定を申請します。

記

- 1 変更事項の内容
- 2 変更の理由
- 3 添付を省略する書類（既に提出されている書類のうち、変更のないもの）

(記載上の注意)

1. 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載するとともに、変更後の認定申請書〔様式 1 の別紙〕を添付すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

輸出事業計画の実施状況報告書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
 名 称 及 び
 代表者の氏名
 (個人の場合は氏名)

年 月 日 付けで認定を受けた輸出事業計画に従い実施している輸出事業について、農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年農林水産省令第22号）第5条第2項の規定に基づき、実施状況を下記のとおり報告します。

記

1 輸出事業の実施状況

	実施内容
計 画	
実 績	

(記載上の注意)

1. 計画の欄については、輸出事業計画認定申請書の添付に替えることができる。
2. 実績の欄については、原則として輸出品目の輸出事業計画最終年度の直近1年間における輸出額、輸出量、輸出先国及び生産量/取扱量とともに、計画策定時からの伸び率を記載すること。ただし、食品流通改善資金の貸付を受けた場合の報告にあつては、輸出事業計画最終年度の直近1年間ではなく、計画5年目の実績値に代えることができる。

2 株式会社日本政策金融公庫による食品流通改善資金（食品等生産製造提携型施設、食品等生産販売提携型施設）の貸付を受けた場合にあつては、安定的な取引の状況

品目	取 引 量 (kg、%)			取 引 額 (千円、%)			その他
	事業実施前	5年目	伸び率	事業実施前	5年目	伸び率	

(記載上の注意)

1. 輸出事業計画最終年度報告時に、認定申請時に様式1-1を添付した者のみ記載すること。
2. 「その他」の欄には、認定申請時に記載した5年後の計画値及び伸び率を記載すること。

3 株式会社日本政策金融公庫による食品産業品質管理高度化促進資金の貸付を受けた場合にあっては、製造過程の管理の高度化（体制整備・施設整備）の実施状況

	製造過程の管理の高度化の内容
完了年月日	
実績	(1) 製造過程の管理の高度化を図るための体制整備 ① HACCP チームの編成 ② 製品についての記述 ③ 意図する用途の特定 ④ 製造工程一覧図の作成 ⑤ 製造工程一覧図の現場での確認 ⑥ 危害要因の分析（原則1） ⑦ 重要管理点（CCP）の決定（原則2） ⑧ 管理基準の設定（原則3） ⑨ モニタリング方法の設定（原則4） ⑩ 改善措置の設定（原則5） ⑪ 検証方法の設定（原則6） ⑫ 文書化及び記録の保持（原則7） (2) 製造過程の管理の高度化を図るための施設整備

（記載上の注意）

1. 輸出事業計画最終年度報告時に、認定申請時に様式1-2を添付した者のみ記載する。
2. 第三者認証を取得している場合（施設整備後の取得も含む）は、有効期限内の証明書を添付することにより、(1) ②、③、④を除く部分について省略することができる。

4 計画と実績が異なる場合の理由

（記載上の注意）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。